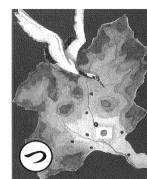




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年9月4日（金） 第9831号

目次

	ページ
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更（森林保全課）	2
○同	2
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課）	3
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧（農村整備課）	4
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）	4
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（病院局総務課）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年9月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年9月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
渋川市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第235号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年9月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 渋川市及び北群馬郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和2年10月6日	午前10時～午後3時	榛東村南部コミュニティセンター
令和2年10月8日	午前10時～午後3時	吉岡町役場北駐車場車庫
令和2年10月12日	午前10時～正午	吉岡町役場北駐車場車庫
	午後1時30分～午後3時30分	渋川市古巻公民館
令和2年10月13日	午前10時～午後3時	渋川市小野上行政センター
令和2年10月15日	午前10時～午後3時	渋川市伊香保公民館
令和2年10月16日	午前10時～午後3時	渋川市子持公民館
令和2年10月19日	午前10時～午後3時	渋川市赤城公民館
令和2年10月20日	午前10時～午後3時	渋川市北橋行政センター
令和2年10月26日	午前10時～午後3時	渋川市金島ふれあいセンター
令和2年10月27日	午前10時～午後3時	渋川市役所第二庁舎
令和2年10月29日	午前10時～午後3時	渋川市役所第二庁舎
令和2年10月30日	午前10時～午後3時	渋川市役所第二庁舎

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年9月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年8月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人街・建築・文化再生集団
- 3 代表者の氏名 星和彦
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市高砂町262番地1（エクレール高崎811号）
- 5 定款に記載された目的 この法人は、街並・建物の保全、再生、活用及び伝統文化の継承、振興等に関する事業、高齢者や障害者に優しいまちづくり等に関する事業、災害時の被災建築物等の被災度調査等の事業及び特定非営利活動を行う団体の支援等の事業を行い、不特定かつ多数の人の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営富士見土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年9月7日から同年10月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 前橋市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和2年9月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 館林都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 館林都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課及び板倉町都市建設課
- 4 縦覧期間 令和2年9月4日から同月18日まで

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年9月4日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
A重油JIS1種1号	761,000 リットル	群馬県立心臓血管センター 前橋市亀泉町甲3番地12 群馬県立がんセンター 太田市高林西町617番地1 群馬県立精神医療センター 伊勢崎市国定町二丁目2374 群馬県立小児医療センター 渋川市北橋町下箱田779

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 契約期間 令和2年10月1日（木）から令和3年3月31日（水）まで

(5) 入札方法 上記(1)の件名における1リットル当たりの単価（小数第2位まで記載すること。）に対し入札に付する。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年9月10日（木）までに群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同月25日（金）午後5時までに、資格者名簿の登録を確認し、群馬県病院局総務課へその旨を連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 日本国内において、群馬県病院局が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県病院局総務課財務係 担当：本田 電話027-226-2713（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和2年9月4日（金）から同月11日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

の間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県病院局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和2年9月17日(木)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和2年9月11日(金)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「A重油一般競争入札の審査資格書類在中」と朱書きすること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年9月29日(火)午前11時 群馬県庁22階221会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月28日(月)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県病院局総務課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「A重油一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時時点で、群馬県病院局財務規程(平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。)第123条の規定に該当する者は、免除する。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 調達内容の変更等 県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture.

(2) Nature and quantity of the services to be required: Low Sulfur A Fuel Oil (JIS Class 1 No.1): 761,000L

(3) Bidding deadline: September 29th, 2020 at 11:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by September 28th, 2020 at 4:00 p.m.)

(4) For further details, please contact: General Affairs Division, Gunma Prefectural Bureau of Hospitals, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2713 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
